

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 9 年 1 2 月 1 8 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

平成29年12月18日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第76号 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度岩出市一般会計補正予算第3号)
- 日程第3 議案第77号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第78号 岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第79号 平成29年度岩出市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第6 議案第80号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第81号 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第82号 平成29年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第83号 平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第84号 市道路線の認定について
- 日程第11 発議第2号 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書
- 日程第12 議員派遣について
- 日程第13 委員会の閉会中の継続調査申出について

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第76号から議案第84号までの議案9件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、発議第2号、委員会提出議案につきましては、提出者の主旨説明、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件と委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○吉本議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に、総務建設常任委員会から提出のありました議案は、配付のとおり発議第2号であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第76号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岩出市一般会計補正予算第3号）～

日程第10 議案第84号 市道路線の認定指定について

○吉本議長 日程第2 議案第76号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岩出市一般会計補正予算第3号）の件から日程第10 議案第84号 市道路線の認定の件までの議案9件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案9件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長、田中宏幸議員、演壇でお願いいたします。

○田中議員 おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月8日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第76号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岩出市一般会計補正予算第3号）の外議案4件です。

当委員会は、12月12日火曜日、午前9時30分から開催し、審査について、総務部門終了後、建設部門を実施しました。

また、市道路線の認定の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対

して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。

議案第76号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岩出市一般会計補正予算第3号）、議案第78号 岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について、議案第79号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第4号）所管部分、議案第83号 平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第84号 市道路線の認定について、以上5議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第76号は承認、議案第78号、議案第79号の所管部分及び議案第83号は可決、議案第84号は認定しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第76号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岩出市一般会計補正予算第3号）については、超過勤務手当の支給方法及びその単価、並びに実施時期は。備品購入費で何を購入したのか。県が高等学校に投票所を設置するという方針を立てたが、市の考えは。について。

議案第78号 岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について、質疑はありませんでした。

議案第79号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第4号）所管部分については、長期債元金償還金の詳細は。県防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金の県下市町村別の負担金額及び積算方法、並びに全体の人数は。について。

議案第83号 平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんでした。

議案第84号 市道路線の認定については、金屋25号線について、側溝、路面を補修した上で認定するのか。金屋26号線について、土地の所有者から協力が得られたから認定するのか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで総務建設常任委員会の報告を終わります。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

次に、厚生文教常任委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いいたします。

○三栖議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月8日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第77号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正についての外議案4件です。

当委員会は、12月13日水曜日、午前9時30分から開催し、審査を実施しました。

議案第77号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正について、議案第79号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第4号）所管部分、議案第81号 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第82号 平成29年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上4議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第77号、議案第79号の所管部分、議案第81号及び議案第82号は可決しました。

議案第80号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第77号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正については、現在、業務対象者はいるのか。について。

議案第79号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第4号）所管部分については、障害者総合支援給付費が増額している理由は。補装具給付費及び介護給付費の内訳は。就労継続支援A型、B型の内容は。について。

議案第80号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、前年度繰越金を一般会計に繰り出している理由は。について。

議案第81号 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第82号 平成29年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんでした。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第76号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岩出市一般会計補正予算第3号）の件、議案第77号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正、議案第78号 岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の

特例措置に関する条例の制定の件、議案第79号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の件、議案第81号 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）の件、議案第82号 平成29年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件、議案第83号 平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件、議案第84号 市道路線の認定の件、以上議案8件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案8件に対する討論を終結いたします。

議案第76号から議案第79号及び議案第81号から議案第84号までの議案8件を一括して採決いたします。

この議案8件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は、原案のとおり承認、議案第77号から議案第79号及び議案第81号から議案第83号までの議案6件は、原案のとおり可決、議案第84号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第80号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第80号について、反対の討論を行います。

国民健康保険の加入者は、一般のサラリーマンや公務員などが加入している健康保険や共済保険などの被用者保険に加入していない労働者、農漁民、自営業、退職者や年金生活者を対象にした我が国最大の医療保険制度です。

憲法第25条では、国は全ての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとあり、この憲法第25条の理念を受けて、国民健康保険法第1条では、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康保険の向上に寄与することを目的とするとし、社会保障制度としての性格を明確にしています。

さらに、その第4条では、国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう努めなければならないと、国の義務を規定し、国庫負担を義務化しています。このような中で、来年度から国保の広域化も進められようとしています。

また、今年度においては、国保利用者は大きな負担増となる国保税の値上げが行われてきています。国保会計において黒字となったのであれば、基金に積み立てて、国保税軽減や緊急事態に備える必要があります。現在、基金には90万円しかなく、緊急時にも対応できない状況の中で、この補正予算では一般会計に2,300万円を繰り出す対応をとっています。

今後の国保会計の安定化を目指す上でも、この対応については国保利用者の理解を得られないと考えますので、反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

山本重信議員。

○山本議員 議案第80号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、私は賛成討論をいたします。

まず、国保会計は、当該会計で運営するのが原則であります。しかし、決算に赤字が見込まれた場合などは、やむを得ず、一般会計から法定外の繰入を行っております。今回の補正第2号につきましては、平成29年度において、前年度の国保負担金等の精算による返還金の財源がないため、既に一般会計から約6,000万円を繰り入れております。よって、前年度繰越金2,368万円を一般会計へ返還することは、当然のことと考えます。また、世間一般の常識によれば、借りたお金は返すのが常識だと考えます。

さらに、一般会計と目的を持った特別会計があることをお考えいただきたいと考えます。

これらを考慮し、本議案に賛成といたします。

以上です。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第80号に対する討論を終結いたします。

議案第80号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第11 発議第2号 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

○吉本議長 日程第11 発議第2号 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の件を議題といたします。

ただいま議題となりました発議第2号につきまして、提出者の趣旨説明を求めます。

総務建設常任委員長、田中宏幸議員、演壇でお願いいたします。

○田中議員 発議第2号 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成29年12月18日

提出者 総務建設常任委員会委員長 田中宏幸

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、総務大臣。

本文の朗読は省略させていただき、提案理由の趣旨説明を申し上げます。

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条に規定する特例が、期限切れとなる平成30年度以降においても、道路の着実な整備と安全・安心な供用を維持していくためには、現行制度の継続が必要不可欠であるため、この意見書を提出するものであります。

各議員におかれましては、ご賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

発議第2号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第2号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第2号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

発議第2号に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第2号に対する討論を終結いたします。



発議第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました委員会提出議案、発議第2号 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書につきましては、議長において、関係大臣及び衆議院議長並びに参議院議長に送付しておきます。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議員派遣について

○吉本議長 日程第12 議員派遣についての件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付の写しのとおり、議員派遣されたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 委員会の閉会中の継続調査申出について

○吉本議長 日程第13 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各委員会委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付の申出書の写

しのおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することに決しました。

~~~~~○~~~~~

○吉本議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月20日水曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月20日水曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(9時50分)